

姉妹都市交流協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、姉妹都市交流協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、東海村とアメリカ合衆国アイダホ州アイダホフォールズ市とが西暦1981年7月に締結した国際親善姉妹都市の盟約に基づき、両市村間の教育、文化、経済等の交流を促進し、相互理解と友情を深め、両市村の発展に寄与するため、国際親善姉妹都市との友好親善活動の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 一般・学生訪問団の派遣及び受け入れに関する事業
- (2) 友好親善活動に係る普及・啓発に関する事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する次に掲げる正会員及び賛助会員（以下「会員」という。）で構成する。

- (1) 正会員（協議会の運営及び事業に参画する意思をもって次条第1号に掲げる会費を納付した個人又は団体で、一般会員、学生会員、家族会員（一般会員と同一世帯の者をいう。）及び団体会員の区分からなる者をいう。）
- (2) 賛助会員（協議会の運営及び事業に賛助する意思をもって次条第2号に掲げる会費を納付した個人又は団体をいう。）

2 会員は、正当な理由なく前項に掲げる会費を1年以上滞納し、かつ、催促に応じないときは、その資格を失う。

(会費)

第5条 協議会の会費は、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 正会員
 - 一般会員にあつては、年額1人当たり2,000円
 - 学生会員にあつては、年額1人当たり1,000円
 - 家族会員にあつては、年額1人当たり1,000円
 - 団体会員にあつては、年額1団体当たり10,000円
- (2) 賛助会員 1口当たり10,000円

(入会及び退会)

第6条 協議会に入会する会員は、入会届（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、正当な理由がない限り、協議会への入会を拒否してはならない。ただし、協議会の名誉を毀損し、又は第2条の目的に反すると認められる場合は、この限りではない。

3 協議会を退会する会員は、退会届（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

（会長及び副会長）

第7条 協議会に会長及び副会長1名を置く。

（会長及び副会長の選任及び任期）

第8条 会長及び副会長は、互選により正会員の中から選出し、総会において決定する。

2 会長及び副会長の任期は、会長及び副会長として決定された日から翌々年度の総会の日までの2年（この2年を1期とする。）とする。ただし、再任を妨げないが、原則として上限を2期とする。

3 会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その後任者として就任した会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長の職務）

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（運営委員）

第10条 協議会に運営委員を置く。

2 運営委員は、正会員の中から会長が若干名を委嘱する。

3 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（顧問）

第11条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、協議会の目的達成に必要な助言を行う。

3 顧問は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

（監事）

第12条 協議会に監事を置き、協議会の会計を監査する。

2 監事は、2名以内とし、互選により正会員の中から選出し、総会において決定する。

3 監事の任期は、会長及び副会長の任期を準用する。

4 監事が欠けたときは、臨時総会を開催し、その後任者を決定する。ただし、就任した監事の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第13条 協議会に次の会議を置く。

（1） 総会

- (2) 運営委員会
- (3) ユースグループ

(総会)

- 第14条 総会は、会長が年1回開催し、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。
- 2 総会は、正会員総数の3分の1以上の者（あらかじめ会長に委任状を提出した正会員を含む。）の出席がなければ開会することができない。
 - 3 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議決定する。
 - (1) 規約の制定及び改正に関すること。
 - (2) 事業計画に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 会長及び副会長、顧問及び監事の選任に関すること。
 - (5) その他重要な事項に関すること。
 - 4 総会において、正会員は、1人又は1団体当たり1つの議決権を有する。
 - 5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(運営委員会)

- 第15条 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員をもって組織し、次の審議及び活動を行う。
- (1) 総会に諮る事項に関すること。
 - (2) 一般訪問団及び学生訪問団の派遣に係る調整等に関すること。
 - (3) 一般訪問団及び学生訪問団の受け入れに関する企画・立案及び調整等に関すること。
 - (4) 友好親善活動に係る普及・啓発に関する事業
 - (5) その他必要な企画・立案及び調整等に関すること。

(ユースグループ)

- 第16条 ユースグループのメンバーは、学生会員又は会長の推薦する正会員から募り、第3条に掲げる事業に関し、次の活動を行う。
- (1) 学生訪問団の受け入れに関する企画・立案及び調整等に関すること。
 - (2) その他必要な企画・立案及び調整等に関すること。

(会計)

- 第17条 協議会の事業に要する経費は、会費及び負担金、その他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

- 第18条 協議会の事務を処理するため、東海村企画総務部秘書広報課に事務局を置く。

(雑則)

- 第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年10月10日から施行する。ただし、第5条については、平成30年4月1日から施行する。

(任期の特例)

この規約の施行の日の年度における会長、副会長及び監事の任期については、第8条第2項の規定にかかわらず、施行日の翌年度の総会までとする。

(施行期日)

この規約は、令和2年4月10日から施行する。